

## 実績報告に際しての留意事項

1. **補助事業に係る発注については、必ず交付決定日以降に実施してください。交付決定前に発注した場合、補助金の対象外となります。ご注意ください。**  
(交付規程第12条第1項、業務細則第11条第1項)

2. 工事発注後、完了までの期間中、毎月の月次報告書をメールにて（宛先：[chusho-bcp@nttdata-strategy.com](mailto:chusho-bcp@nttdata-strategy.com)）ご提出ください。工事の進捗状況について確認をさせていただきます。  
メールの件名は、「○月分月次報告\_事業者名\_補助金交付番号」にてお願いいたします。提出スケジュールは、下表の通りです。

報告内容	報告期限
2019年10月分	2019年11月1日（金）
2019年11月分	2019年11月29日（金）
2019年12月分	2019年12月27日（金）
2020年1月分	2020年1月31日（金）

※月次報告は、工事完了時期の遅延等がないか確認させていただくことを目的にしております。

3. 交付決定された内容を変更（交付規程第15条第1項に該当）する場合は、事前に経営研究所に相談して下さい。交付決定された内容に変更が生じる場合、補助事業者は、あらかじめ様式第6による「計画変更等承認申請書」を経営研究所に提出し、その承認を受けなければなりません。ただし、業務細則第13条に定める軽微な変更の場合は様式第7による「計画変更等届出書」を事業完了日前迄に経営研究所に提出してください。経営研究所は、計画変更等承認申請書の内容が適正であると認めるときは、その旨を様式第8による「計画変更等承認結果通知書」により申請者に通知します。経営研究所は、前項の通知に際して、必要に応じて条件を付すことがあります。

※補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき及びその他、経営研究所が必要と認め指示した場合は必ず提出ください。

なお、原則として交付申請時より増額となる変更申請は認められません。

4. **実績報告書（様式第12）及びその添付資料は、補助事業に係る工事等が完了し、その支払を済ませてから30日以内又は令和2年2月28日のいずれか早い日までに経営研究所に到着しなければ、補助金は交付されません。また、当該補助事業に係る工事等の完了及びその支払の完了は令和2年2月28日までが期限です。従いまして、令和2年2月28日までに工事等及び支払が完了しなかった場合は、補助金は交付されません。ご注意ください。**

(交付規程第12条第2項、交付規程第18条第1項、業務細則第11条第2項)

5. 実績報告書を提出いただいた後、必要に応じて現地調査を実施します。その際、実績報告書類とともに、様式第21に定める取得財産等管理台帳も確認させていただきますので、準備をお願いいたします。
  6. 今後、経営研究所のホームページ(<https://www.nttdata-strategy.com/h30chusho-bcp/index.html>)において必要事項を順次ご案内させていただきますので、適時内容の確認を行って下さい。
- 注) 交付規程及び業務細則、必要な様式類については、経営研究所の「平成30年度補正予算「災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち中小企業・小規模事業者自家用発電設備等利用促進対策事業に係るもの)」補助事業」のホームページからダウンロードしてください。

参考：業務細則より抜粋

(実績報告書及び添付書類)

第16条 交付規程第18条第1項に規定する実績報告書及び添付書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 実績報告書(様式第12)

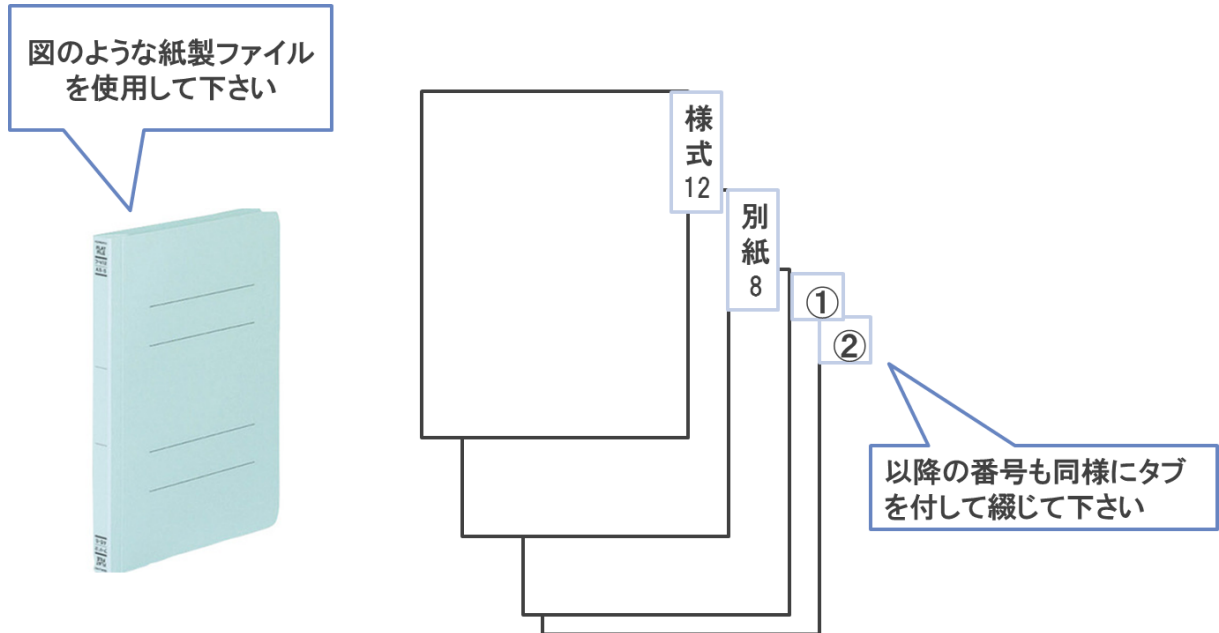
(2) 補助事業に関する実施報告書(別紙8)

- ① 購入及び支払いに伴う書類(契約書・仕様書または発注書・請書、請求書(明細付)、業務完了報告書、振込証明書、領収書 等)
- ② 補助対象自家用発電設備を設置した敷地全体配置図、設備の配置図
- ③ ガス・石油配管図(平面図、アイソメ図)
- ④ 燃料消費量計算書(別紙9)
- ⑤ 電気配線図及び電気系統図
- ⑥ 災害時使用機器(発電機等)の試運転報告書
- ⑦ 機器等の写真
- ⑧ 交付規程第13条第2項に関する契約書と、補助対象としているもので、請負又は委託契約をしている場合については、契約先の事業者(ただし、税込100万円以上の取引に限る)の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容を記述した実施体制資料(該当する場合)
- ⑨ リース契約書の写し(該当する場合)
- ⑩ リース料金減額証明書兼計算書の写し(別紙3)(該当する場合)
- ⑪ 誓約書(別紙4-1又は別紙4-2のいずれか)
- ⑫ 補助対象自家用発電設備の設置に係る法律上の許認可の写し(該当する場合)
- ⑬ 取得財産等明細書(様式第22)

(3) その他経営研究所が提出を求める書類

## 実績報告書の綴じ方・注意事項について

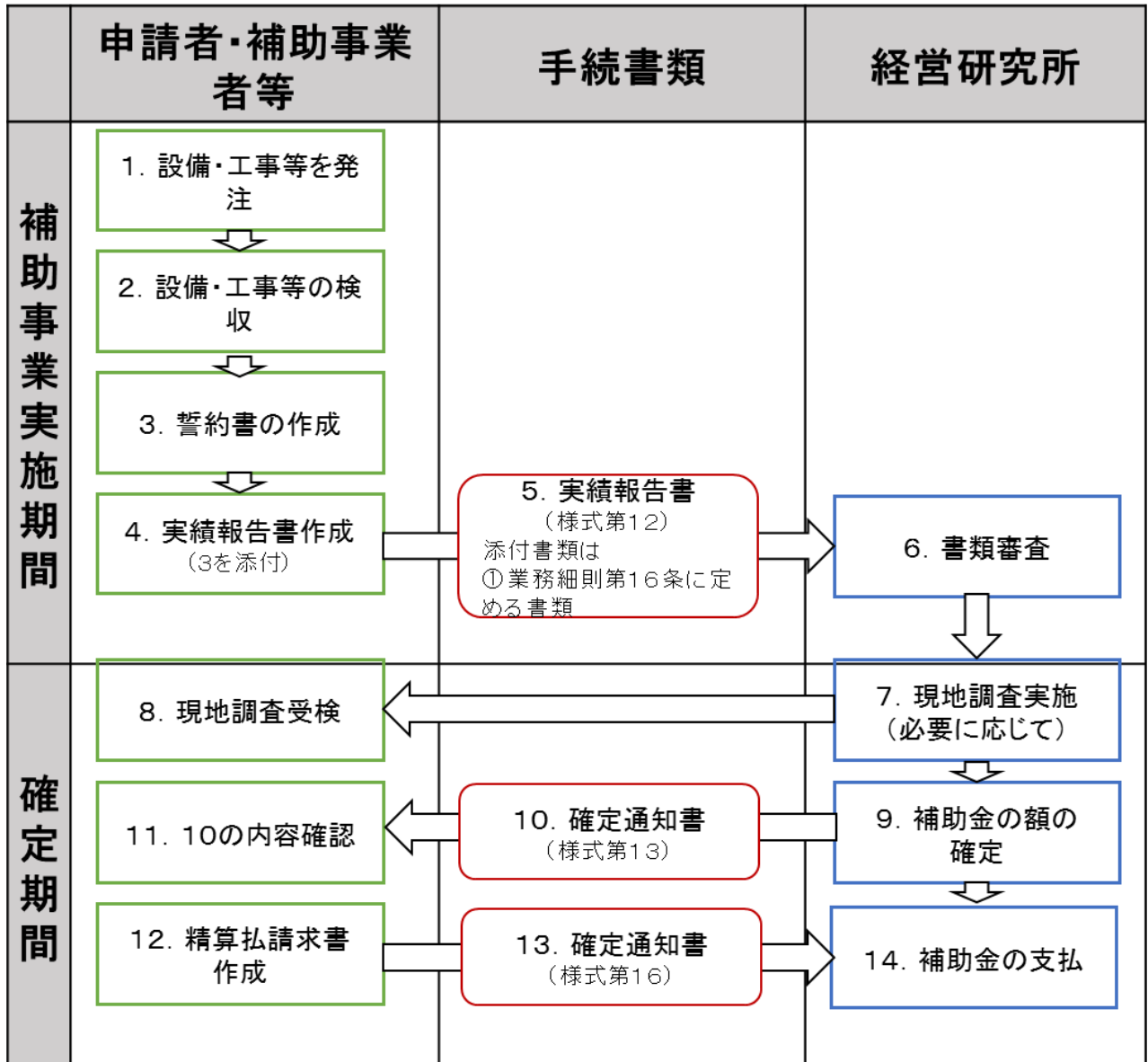
- 1) 提出先 株式会社NTTデータ経営研究所 社会基盤事業本部
- 2) 住所等 〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-9 J A 共済ビル 10階  
TEL: 03-5213-4047 FAX: 03-3221-7022  
ホームページ : <https://www.nttdata-strategy.com/h30chusho-bcp/index.html>  
メールアドレス : [chusho-bcp@nttdata-strategt.com](mailto:chusho-bcp@nttdata-strategt.com)
- 3) 注意事項
  - ① 実績報告書は、必ず書面一式と併せ、同一式の電子ファイルを格納したCD-RまたはDVD-Rも提出してください。その際、機械判読可能な形式のファイルも格納してください（Word, Excel等データ）。
  - ② 提出した書類は一切返却しませんので、必ず事前にコピーをとって保管してください。
  - ③ 提出書面は、普通紙（再生紙を含む）を使用してください。
  - ④ 鉛筆やカラーペン（黒、青色以外）で記載した書面は受理できません。
  - ⑤ 修正の場合は、修正液を使用せず二重線で消し、訂正印（申請書に捺す印）を捺してください。
  - ⑥ 経営研究所では、提出書類等の記入事項の修正は一切行いませんので、確実に記入してください。
- 4) 綴じ方  
提出書類はA4版の紙製ファイルにタブ紙をつけて綴じ込んでください。



●CD-Rに格納するファイル（フォルダ分けは不要です）

- 1 実績報告書（様式 12）
- 2 補助事業に関する実施報告書(別紙 8)
- 3 購入及び支払いに伴う書類（契約書・仕様書または発注書・請書、請求書（明細付）、業務完了報告書、振込証明書、領収書 等）
- 4 補助対象自家用発電設備を設置した敷地全体配置図、設備の配置図
- 5 ガス・石油配管図（平面図、アイソメ図）
- 6 燃料消費量計算書（別紙 9）
- 7 電気配線図及び電気系統図
- 8 災害時使用機器（発電機等）の試運転報告書
- 9 機器等の写真
- 10 交付規程第 13 条第 2 項に関する契約書と、補助対象としているもので、請負又は委託契約をしている場合については、契約先の事業者（ただし、税込 100 万円以上の取引に限る）の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容を記述した実施体制資料（該当する場合）
- 11 リース契約書の写し（該当する場合）
- 12 リース料金減額証明書兼計算書の写し（別紙 3）（該当する場合）
- 13 誓約書（別紙 4－1 又は別紙 4－2 のいずれか）
- 14 補助対象自家用発電設備の設置に係る法律上の許認可の写し（該当する場合）
- 15 取得財産等明細書（様式第 22）

## 補助事業のフロー図(採択事業者)



以上